

平成30年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成30年 9月 6日 午前10:00

○散 会 午後 0:02

○出席議員（17名）

1 番 鈴 木 壮 二	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 菅 原 理 恵 子
4 番 瓜 生 望	5 番 鈴 木 斌 次 郎	6 番 佐 藤 敏 雄
8 番 中 川 光 博	9 番 澤 井 昭 二 郎	10 番 佐 藤 義 久
11 番 伊 藤 正 吉	12 番 藤 原 典 男	13 番 堀 井 克 見
14 番 菅 原 秀 雄	15 番 小 林 悟	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 児 玉 春 雄	18 番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

7 番 鑑 仁 志

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水 道 局 長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
市 民 課 長 菅 生 恵 子	長寿社会課長 鈴 木 学
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 仲 山 和 法
都市建設課長 渋 谷 一 春	学校教育課長 山 田 敬 輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 伊 藤 国 栄



平成30年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成30年 9月 6日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、7番鑑仁志議員から欠席の届出がありますので、これをご報告致します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとの一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、12番藤原典男議員、3番菅原理恵子議員の順に行います。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 朝早くから議会傍聴に駆けつけました市民の皆様、そして職員の皆様、本当にご苦勞様です。おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

9月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、ご苦勞様でございます。また、グリーンランドまつり、各種運動会、行事を朝早くから夜遅くまで準備されました職員の皆様、本当にご苦勞様でございました。市民からも感謝の声が届いております。市民にかわりましてお礼を申し上げます。

私は、通告のとおり、1つ目は脳ドック受診への医療補助について、2つ目は橋の点検・整備について、3つ目は難病患者への障害福祉サービスと医療費補助について質問致しますので、宜しくお願い致します。

それでは、質問の1つ目、脳ドック受診への医療補助について伺います。

現在の日本人の脳血管疾患は、がん、心疾患に次ぎ、死因第3位となっております。各自治体とも死亡原因の高い病気へのいろいろな対策がとられてきております。健康寿命を延ばす取り組みや受診の際の補助の拡大、健康教室、料理教室など様々な取り組みをしているところですが、がん、心疾患とともに脳血管疾患への早期の対策、取り組みを行えば、その病気を未然に防ぐことができます。脳の危険度チェックとして、前段で

の兆候を見逃さないことが大事ではないでしょうか。脳血管疾患は兆候として幾つか挙げられます。それは、物忘れがする、舌がもつれたり言葉が出ないことがある、偏頭痛がある、手足のしびれ、急なめまい、一時的に目が見えなくなったり二重に見えたりするなどが挙げられます。

改めて申すまでもなく、脳ドックでは、MRI（脳内部を磁気を用いて輪切りに撮影）やMRA（脳内部の血管を撮影）などの高度な医療機器を用いて、ほとんど苦痛なく脳の検査ができるようになってきております。また、この方法を用いて各自治体、特に本県の市町村は、脳ドックを受診した際に受診料への補助をするようにここ数年の間に増えてきております。通常健康診断ではわからない脳の健康状態を定期的に分かることが大切ではないでしょうか。家族の大黒柱が前の日までは元気だったのに、世間でよく言われる、「あたって一発だったみたいだ」という話も時々聞かれます。残された家族にとっては大変なことになります。

県内の市町村では脳ドック受診の際の補助を行っているところは、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、にかほ市、仙北市、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、羽後町、美郷町、東成瀬村で、17市町村、県内の3分の2となっており、これから予定しているところもあるようです。補助率は、ほぼ半額。鹿角市は3分の2の補助となっております。大館市の例を挙げますが、40歳から70歳までの方で国民健康保険加入者、国民健康保険税に滞納のない方で、申込者が多数の場合には過去2年間助成を受けてない40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方を優先に抽選で決定し、全員に結果を通知しますと広報おおだてに掲載されておりました。内容は、Aコースとして頭部MRI・頸部MRA、X線撮影（頭部3、頸椎4方向）、血液検査、尿検査、心電図となっており、Bコースでは、頭部MRI・頸部MRA、X線撮影（頭部3、頸椎4方向）、一般コースはBコースに診察、問診、身長体重、血液検査、生化学検査、尿検査、動脈硬化・血管年齢測定が入り、簡易コースでも頭部MRI・頸部MRAと動脈硬化・血管年齢測定等が入っており、2病院と1脳神経外科クリニック3カ所で合計180人の募集を、これ毎年受け付けております。自己負担は2万5,000円から1万6,000円で、いずれも市から2万円の補助が出ております。担当課は大館市役所保険課「脳ドック検診」係となっております。脳血管疾患をなくしていくという取り組みへの意気込みが感じられます。本市でも市民の健康へのこのような取り組みが必要と思われませんが、今後の取り組み、見解を伺いたいと思います。

次に、橋の点検・整備について伺います。

8月14日、イタリア北部にある高速道路の高架橋モランディ橋が約200メートルにわたって突然崩落し、30台以上の車やトラックが巻き込まれ、多数の死傷者が出ました。1967年に完成したこの橋は、完成から50年以上経過したものでした。橋の架け替えも2009年頃から協議されていたようです。どのような方法での橋の点検整備が行われていたのか、いろいろな教訓があると思います。

日本では橋の数は72万5,000とも言われております。ひとたび崩落という事故が起これば、人間の生命はもちろんのこと、その後の地域経済への影響は計り知れないものがあると思います。平成24年に道路法の改正があり、道路管理者はすべての管理する橋について5年に一度点検することが義務づけられました。橋の大小にかかわらず、橋の管理者がしっかり点検し、必要な場合には補修または架け替えも時には必要と思われまます。橋の種類は鋼橋、鉄橋、土橋など様々ですが、本市における橋の点検整備、補修はどのような体制で行われているのか伺います。

近年の最新技術であるセンサーやドローンを使つての取り組みもあると思います。また、こまめな保守は橋の寿命を延ばすことになり、財政面からも長寿命化を目指すことがインフラ整備では大事なことだと言われております。橋の種類により点検整備が必要な場合には、財政的に補助金が出る場合と自治体の全額持ち出しになる場合、また、橋の架け替えを考えた場合にはどうなるのか伺います。

橋は、市民だけでなく、県外の方も含めいろいろな方や車が通ります。安心して通れるように維持していくのは自治体の大事な役割だと思います。今後、本市においては大・小の橋が160橋以上と思われまますが、大きな財政出動を必要とする新しい橋の建設等の計画についても伺います。

橋を巡る現状を踏まえて、①橋の点検整備の体制と点検整備後の確認のあり方はどのようにしているのか。

②補助金をいただける橋と自前で整備しなければならない橋は、どのようになっているか。

③今後の大きな財政出動はあるのか。

④橋の種類、これは構造上の違いですが、橋の種類と新しい橋の計画などを伺いたしたいと思います。

次に、3つ目、難病患者への障害福祉サービスと医療費補助について伺います。

難病になり、日々病気と闘い、生活している方、また、その御家族の皆様のご苦勞は大変なものがあると思います。難病の種類も150を超え、治療法のないものや症状の緩和だけにしか対応できない難病もあります。全国では約92万5,600人、秋田県では約8,000人の難病患者がいると言われております。政府の難病に対する法律も、この間、いろいろな変更がありました。2013年1月から施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、身体障害者等手帳の所持にかかわらず、必要と認められた場合には障害者サービス等の受給が可能になり、2015年1月から障害福祉サービス等の対象となる疾病が130から151疾病に拡大されました。そして今年2018年1月からは、2015年1月からの難病法施行前から医療費助成を受けていた患者の中には対象を外れる人が多く出ました。「完治することのない難病を抱える患者さんが安心して治療できる制度の改善を」と当事者は訴えております。制度変更前の2017年1月時点で、医療費助成対象の難病患者数は約72万7,000人でした。制度変更後は約57万7,000人と2割以上減り、8万4,000人が医療補助対象外の不認定となり、保留中、申請なし・不明が約6万5,000人となってしまいました。この主な理由は、難病でも軽症者ということのようです。しかし、病気によっては突然重症になる例もあり、最悪のときには医療費補助の助けがない状態になり、安心して満足な医療を受けることができなくなります。変更前は、所得区分により自己負担金の上限が月で定められておりました。1つ目は、生活保護では負担上限月額がゼロ円。2つ目は、低所得Ⅰでは負担上限月額は2,500円。3つ目、低所得Ⅱでは負担上限月額は5,000円。4つ目、一般所得Ⅰでは1万円。5つ目、一般所得Ⅱでは負担上限月額は2万円。6つ目は、最後は上位所得の負担上限月額は3万円。このほかに軽症の方でも高額な医療を維持することが必要な方は医療費助成の対象とか、3万3,330円を超える月が12カ月の中で3回以上ある場合など、細かい部分まであったものが、軽症というだけで医療費の助成を受けられなくなり、困るのは低所得者の方たちです。医療費は診察、薬剤の支給、医学的処置、入院、看護が伴い、介護でも訪問介護、リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービスなどがありますが、どこがどう変わったのか、全体がよくまだわからない状態なのではないでしょうか。

日本難病・疾病団体協議会の理事は、「特異的な治療の継続が必要な場合は、引き続き医療費助成をして、重症化させない支援であるべき」として制度の改善を求めています。特に低所得者の方の医療費負担については、今までどおりの補助の継続をしていくべきではないでしょうか。また、65歳以下の難病等のある方の障害福祉サービスは変



更があるのか、障害手帳の有無やサービスの内容、利用状況、所得制限についても伺います。

以上、壇上からの1回目の質問です。どうかご回答宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目「脳ドック受診への医療補助について」お答え致します。

本市では、生活習慣病をはじめとした体の異常の早期発見と健康増進を図ることを目的に、国民健康保険の被保険者に対しまして人間ドック受診費用の一部を補助してございます。一方、脳ドックにつきましては、未だ実施に至っていないというのが現状でございます。

本市の3大死因を見ますと、多い順に、悪性新生物、これはがんのことですが、続きまして肺炎、心疾患であり、脳血管疾患は第4位となっております。かつてワーストワンでありました脳血管疾患は、医療技術の進歩、生活習慣の改善などにより若干順位を下げてございます。とはいえ、発症した場合には様々な後遺症が残る可能性が高く、その後の日常生活に支障を来す場面が多くなるなど、非常に怖い病気ともなっております。

脳ドックは、MRIなどの機器を使用して詳しい検査がなされ、脳血管疾患の早期発見に有効な手段と認識しております。今後、検査実施可能な医療機関の調査や他市の実施状況を参考に、実施に向け検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 次に、児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目「橋の点検・整備について」お答え致します。

現在、各自治体が管理している橋梁においては、高度経済成長期に架けられたものが多数であり、今後10年には架け替え年次が50年、いわゆる老朽化を迎える橋梁は50%を超えると試算されております。潟上市の市道として管理する市道橋は161橋、林道として管理する林道橋は9橋ありますが、潟上市におきましても10年後には架設から50年を超える橋梁が約50%を占める見込みとなっております。

近年、橋梁は、対症療法的な架け替えから長寿命化計画に基づく予防的な修繕へ移行しております。また、点検においては、ご承知のとおり道路法の改正で義務化になり、

定期的に法定点検を行うことになっております。これは前段でも述べましたが、今後の老朽化を迎える橋梁に対し、安全面・財政面で効率よく対応するための施策によるものであります。

以上を踏まえて、ご質問の1点目「橋の点検整備の体制と点検整備後の確認のあり方はどのようにしているのか」についてお答えします。

本市における橋梁点検は、通常時には定期的に、地震、増水等における緊急時にはその都度、職員の道路パトロールにより点検を行っており、加えて、道路法に基づき業者委託等で詳細な点検を行っております。整備（修繕）におきましては、平成23年に策定した「潟上市橋梁長寿命化修繕計画」により順次、また、点検等不具合の程度より応急的に整備（修繕）をしております。

次に、ご質問の2点目「補助金をいただける橋と自前で整備しなければならない橋は、どのようになっているのか」についてお答えします。

潟上市の管理する道路橋161橋は、「潟上市橋梁長寿命化修繕計画」に組み込まれており、すべて国庫補助事業の対象となっております。林道橋におきましても、職員によるパトロールを行うとともに、業者委託等5年に一度定期的な点検を実施しております。なお、点検により補修等の必要があれば、すべて補助の対象となる見込みであります。

次に、ご質問の3点目「今後の大きな財政出動はあるのか」についてお答えします。

現「潟上市橋梁長寿命化修繕計画」では、15年間で7億5,000万円の事業費と算定しております。しかしながら、市では計画に基づき順次補修を実施するよう努力しておりますが、国からの交付金、市の財政事情、時価の変動、また橋梁の劣化状況等、様々な要因で当初の計画と差異が生じているため、計画どおり補修が進捗していない現状であります。今年度、現「潟上市橋梁長寿命化修繕計画」の見直しをしているところでありますので、財政出動面については、計画見直し後、改めてお示ししたいと思います。

次に、ご質問の4点目「橋の種類（構造上の違い）と新しい橋の計画について」お答えします。

現在、潟上市で管理する道路橋は、コンクリート構造である橋が146橋、鋼構造である橋は15橋、計161橋となっております。そのうち、鉄道をまたぐ跨線橋は2橋、高速道路をまたぐ跨道橋は2橋となっております。また、現在施工中であります新規の橋梁は、大豊小学校東側馬踏川をまたぐ河川橋1橋で、今年度中に完成し供用予定となっております。また、今後数年内の新規架設計画は今のところございません。なお、林道橋につ

いても新しい橋の計画はございません。

道路施設、特に橋梁においては、災害時に被害が甚大となる恐れがあるため、法定点検に加え、通常時及び緊急時の点検と整備（修繕）が不可欠であります。市民と道路利用者の安全で快適な利用のため、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（西村 武） 次に、鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目「難病患者への障害福祉サービスと医療費補助について」お答え致します。

はじめに、難病の医療費補助について説明致します。

難病の中でも国の指定を受けた難病が指定難病として医療費助成の対象となります。この指定難病は、平成27年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、当初56疾患であったものが平成30年、今年4月には331疾患に拡大しております。医療助成の対象要件は、指定難病にかかっており、病状の程度が厚生労働大臣の定める程度、また、大臣が定める程度ではないが、その治療に要する医療費の総額が3万3,330円を超える月が年間、月にして3回以上あることとされておりますが、難病医療継続者には法律施行から平成29年12月31日、昨年12月末までの3年間は経過措置がありました。経過措置が終了した一部の軽度の方が、平成30年1月1日から助成の対象外となったものでございます。

この指定難病患者への医療費助成の実施主体は都道府県であります。県が発行する業務概要によりますと、潟上市で難病の受給者証を所持されている方は、平成29年3月末現在で274人ですが、何人の方が非該当になったかは現状では把握できる状況にないため、わかりません。難病患者への医療費助成の手続は、治療を受けている病院等からの紹介が大半であります。市に問い合わせなどがあつた際には適切に対応してまいりたいと存じます。

難病の医療費助成は県の管轄でありますことから、藤原議員のご質問にある「今までどおりの助成の継続を」については、県への要望と捉えたいと存じます。

次に、「65歳以下の難病等にある方の福祉サービスの変更はあるのか、障害者手帳の有無やサービスの内容、利用状況、所得制限について」お答えします。

障害者総合支援法の施行により、平成25年4月から、難病患者等も身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスを利用できることになりました。対象となる難病の数は当初130でありましたが、平成30年、今年4月には359疾患に拡

大しております。難病等の方がサービスを利用する際のサービス内容等の変更はございません。また、65歳以上の方の利用については、原則として介護保険法が優先されることになっております。

障害福祉サービスには介護給付と訓練等給付がありますが、潟上市の難病の方で障害福祉サービスを利用されている方は14人で、全員の方が障害者手帳を所持しております。サービス内容は、療養介護、居宅介護、施設入所などであり、所得制限はなく、サービス利用の際の自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況により上限額が設定されており、それ以上の負担は生じません。今後も、難病で障害福祉サービスを必要とされている方への情報提供に努め、難病または障害のある方たちが安心して生活できるように支援してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1つ目の脳ドックのことについてなんですけれども、脳梗塞とか脳卒中、これは手遅れになりますと死亡もしくは身体障害が起きるというふうなことで大変な病気なんですけれども、県内でも3分の2市町村が補助の対象としてやっているということです。それで、回答としても「実施に向け検討していく」という前向きな答弁をいただきましたけれども、要するに、やはりこれは急がなきゃいけない問題だと思うんですよ。早急な取り組みを必要とすると思いますけれども、そこら辺についてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 藤原議員の再質問にお答え致します。

「実施に向け検討してまいります」とお答えしたわけですが、次年度を設定しております。詳細につきましては、答弁のとおりいろいろな角度から比較検討して、被保険者の利用しやすいような形にしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 利用者の利用しやすいような制度にしていくということで、大変前向きな答弁でございましたけれども、各自治体によっては補助率がまちまちなんです。2万円とかっていうところもあれば、鹿角みたいに3分の2の補助とか、そこら辺をよく吟味しながら本市でも取り組んでいきたいと思いますが、そこら辺はどのように

お考えですか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

ご指摘のとおり、各自治体それぞれの設定でございます。それぞれの自治体の事情がそこに垣間見えるわけですが、何がベストなのかというのはなかなかそういうところには到達できないと思いますので、ベターな方策で、よりベストに近いものという認識で取り組んでいきたいと思っております。

現在の本市の人間ドックは7割補助という、すごいほかに比べて高い率でご利用いただいておりますので、そういう観点も含め今後検討してまいりたいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今、人間ドックのお話、7割負担というふうなことも、あっ、7割補助ですね、それは優れていると思いますけれども、是非担当課にはこの後、次年度に向けて是非頑張ってくださいというふうなことで、脳ドックの補助についてはこれで終わります。どうか宜しくお願い致します。

次に橋のことで伺いたいと思いますが、定期点検、それから豪雨の関係では、風水害のときには緊急時というふうなこともやっているようですけれども、多くについてはやはり業者委託というふうなことです。ちょっとあまり言いにくいんですけども、業者さん真面目にやっているとこもあれば、いろんなやはり業者さんもいて手抜き工事というふうなこともあるかもしれません。ここではないかもしれませんが、そういった意味では、業者さんがやった後に職員が行って、再度、どのようにちゃんとやっているのかというふうな点検もしていると思うんですけども、そこら辺はどのような点検の仕方。それから、職員の中で土木関係の何ていうんですか、免許が、資格とかあるとかそういうふうなことについて伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 藤原議員の再質問についてお答え致します。

橋梁の点検の委託についてでありますけれども、市では点検に当たりましては市町村橋梁長寿命化連絡協議会へ委託しております。こちらの方で一括して受託しておりますので、業者による差異といたしますか、そういったことはなかろうかと思っております。ま

た、そちらの業者さんから完成後に成果品が出てくるわけですが、その点検につきましては、書類等々で机上により点検しているほか、実際その書類を現場の方に出向きまして内容等々を確認しているところであります。

それから、職員の点検における土木的な専門的なものを実際スキルを持ってるかというご質問であります。市の職員も各種研修会等々でそういったものを受講しておりますので、そのようなスキルは十分にあるかと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 点検についてはわかりました。それで、現状としては10年後にはもう50年を超える橋が50%を超えるというふうなこともお話しされましたけれども、やはりお金の出所なんですね。161橋については全部国庫負担の対象になるということなんですけれども、橋の構造とか造りによっては補助金のいろんな額が違うと思うんです。そこら辺はどうなっているのか。おおざっぱにお聞きしたいと思います。

それから、併せて今後7億5,000万円ほどの財政出動というかお金がかかるというふうなことも答弁されておりますけれども、このうちのどの程度が補助金となって、市の持ち出しはどれぐらいなのか。社会資本整備費というふうなことになると思うんですが、そこら辺の要因についても、もしこの7億5,000万円についての補助額についてもお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 藤原議員の再々質問についてお答え致します。

ただいま補助率はどの程度かというご質問であります。橋の大小にかかわらず、国庫補助率は60%となっております。

それと、今後7億5,000万円ほどサイクルコストがかかるわけですが、こちらの方につきましても点検等々を進めながら、金額の大小はあろうかと思っておりますけれども同じようにこの補助率の中で進めてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 補助率が60%ということですがけれども、今後50年を超える橋が50%を超えるということで、補助率のことも聞いたんですけれども、50年を目処に橋の場合は、構造にもよりますけれども全部架け替えというふうなことになるのでしょうか。そこら辺はどうなってますか。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 藤原議員のご質問にお答え致します。

50年というのが一つの目処となっておりますけども、この長寿命化におきましては、そういった耐用年数を先延ばしにするために行うことでありまして、例えば50年のものを早期に手当てすることによってそれが60年、70年となって、最終的には維持管理の軽減に結びつくものであります。ですので、その中でもすべてそういう形で対応できるかということではございませんで、当然新しい橋に直さなければいけないと、そういうところも出てこようかと思えます。そういった場合は、長寿命化を図るということと、それから架け替えをするということによって全体的な維持管理費を軽減すると、そういう形になっておりますので宜しくお願ひしたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりました。それから、先ほどの答弁の中でJR関係含む跨線橋が2つというふうに、ちょっと聞き間違いだったのかな、棒沼台のところと大清水と、それから総合体育館の江川のところ、3つだと思えますけれども、そのことについてJR側に全部あと任せるのか、それとも関係するところでもやはりほかの業者に任せるのか、そこはどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 藤原議員のご質問にお答えします。

JRの跨線橋につきましては、江川跨線橋と大清水跨線橋の2橋であります。棒沼台の跨線橋につきましては、国道という形になっておりますので所管するところは県となります。この2橋が潟上市の跨線橋という形になっております。

それで点検の仕方ではありますが、市では市町村橋梁等長寿命化連絡協議会へ委託しておりまして、そちらの協会がJRと協定を締結し共同で行っていると、そういう流れにございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりました。市民が安心・安全な橋を歩いていけるように、職員の方も、特に風水害とかあったときは点検大変でしょうけれども、是非その面でも頑張ってくださいということで橋の点検整備については終わります。

次に、難病の関係について伺いたしたいと思います。

医療費の関係では補助を受けられなくなったという方が全国でかなりいるわけなんですけれども、今のところはそういうふうな相談というのはまるっきりございませんか。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 今年1月1日以降、そのようなご相談はございません。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） もしあった場合どのように対応するかというのが、やはり市では大変なことだと思うんです。それで、これは国の制度、都道府県の行うことですからなかなか市の独自の補助というふうなことはできないと思うんですけれども、ただ低所得者の場合、お金がかかるといった場合には、医療費では補助はできないけれども、しかし国民健康保険税や固定資産税では減免できる制度があるよというふうなことで、負担軽減というふうなこともやはりこう教えていくというふうなことが、取り組んでいかせるというのがやはり負担軽減のためには必要だと思うんですよ。そこら辺についてはどのようにお考えなのか。私は是非そういうふうなお話もしてもらいたいですけれども。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 藤原議員の再々質問にお答え致します。

対象から外れた方への支援策、救済策というご質問だと思いますが、まずこの法律施行前から助成を受けていた患者さんには3年間の経過措置がありましたが、議員がおっしゃるとおり経過措置が終了した今年の1月以降、助成対象から外れた方はとても人数としては多くなっております。人数だけを見ますと本当に多くの方たちが対象外となってしまうましたが、一方で助成対象疾病は4年前は56疾病だったものが今年の4月には331疾病まで拡大し、それまで対象とならなかった方たち、多くの方たちが対象となったということもございます。また医療費につきましても、病状が厚労大臣が定める程度ではなくとも、その治療に要した医療費の総額が先ほども説明しましたが3万3,330円を超える月が年間3回以上ある場合は助成対象にするという軽症者特例措置もございます。このようなことから、助成制度により多くの方たちが支援を受けることができるものと考えております。

また、市として対象外となった方たちへ助成をするということについては、先ほどもお話ししましたとおり難病ということで大変デリケートで、かつプライバシーにかかわることですので、どういった方が対象外となったかということはなかなか確認しづらい状況でありますし、県の方でも簡単には情報提供していただけるものではないのかなと考えております。このようなことから、現時点では市で独自に対象から外れた方たちへ助成するという事は考えてはおりません。ただ、このような例えば障



害、難病の指定から外れてもこういったいろんな制度があるということ、また障害のサービスが利用できるということにつきましては市のホームページに掲載しておりますほか、社会福祉課の窓口にも資料も備えてございます。また、治療している病院等から患者さんに対しまして障害サービスの利用について情報提供がなされますので、対象疾患にかかっているということがわかるような証明書、まあ診断書とか受給者証になりますけれども、そのようなものを持って市の窓口で申請していただくことになりますので、そういった方がいらしたときには適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 先ほど答弁の中で、医療費の補助については県の要請というか要望というかね、そういうふうなことだというふうな答弁もありましたけれども、是非市の方でもそういうふうな県・国に対する医療費から外された方に対するね、さらにまた拡大するような要望を出していただきたいというふうに思いまして、医療費補助については終わります。

それで障害福祉サービスについてなんですけれども、14の方が利用されているというふうなことで所得制限がなしというふうなことで1割負担というふうな答弁がありましたけれども、引き続きサービスを利用している方が安心して喜ばれるような福祉サービスをするために是非市の方でも後押しして頑張りたいというふうなことで、そのことについてもし考えてることがありましたらご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

難病の方で障害の福祉サービスを受けられている方が今後もさらにサービスを受けて毎日安心して生活できるようにということで、もちろんそれは私ども市としまして十分な支援をしていかななくてはならないと考えております。難病の方で受けるサービスというのは、難病にかかってしまって例えば家事ができなくなってしまった、あるいは重症の場合は寝たきりになってしまった、あるいは病院で通院しなくてはならないんだけど一人では通院できないというふうなことが考えられますが、そういった場合には介護給付サービスのホームヘルプとか同行援護、行動援護、生活介護などのサービスが利用できますので、そういった細かな情報を機会を捉えて提供して皆様の生活をお支えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 障害福祉サービスを利用する方に細かな情報を提供するというふうな答弁がありました。是非そのように頑張っていて、障害者の方が難病の方も含めて安心して暮らせるようにひとつ頑張っていたきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。どうもご答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。時間は11時5分から再開したいと思います。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の質問を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。

今朝ほどは北海道の地震で、痛ましい本当に地震で被災なされました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私は今定例会、大きく3点にわたり質問させていただきます。大きな1点目、潟上版ネウボラ、2点目、終活について、3点目、通学路の安全対策についてでございます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

大きな1点目、潟上版ネウボラ。

妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対応する子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の設置が全国に拡大しております。平成29年4月に包括支援センターを法律上に位置づける改正母子保健法が改正され、包括支援センター設置へ自治体に努力義務として施行されました。包括支援センターは、妊娠、産前産後、子育ての各ステージに応じ、助産師や保健師などの専門職が相談支援や助言・指導、情報提供などで母子をサポート。保育所などの子育て支援機関や医療機関との連携の軸となる役割も担う。改正母子保健法では、母子への支援体制を強めることが児童虐待の発生予防の観点も踏まえて、子育て世代包括支援センターの整備を市町村の努力義務と致しました。

委員会視察研修でお邪魔致しました木更津市では、「2025年未来予想図検討会安心し

て子どもを産み、育てられる地域のあり方（将来に向けた出生率の向上）」で木更津市の子育て世代包括支援センターの方向性について提言。提言に基づき、平成29年4月に子育て支援課内に子育て世代包括支援担当を設置し、庁内関係各課等で構成する子育て世代包括支援検討委員会、検討会議を設置し、センターの業務内容や連携体制を検討し、本年4月より子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」を開設致しました。きさらづネウボラでは、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援をするために、「きさらづネウボラ」を中心に市の関係部署や関係機関と連携をとっております。また、相談窓口には専門職が常駐していて気軽に相談にのっております。既存の事業に、今年度からの新事業として産科医療機関を利用して産後ケア事業。これは生後4カ月未満の赤ちゃんとお母さんで、家族の支援を受け入れられない方、体調不良や産後の疲れのある人、子育ての不安がある人を対象として宿泊型と日帰り型を実施致しました。また、発達に課題のあるお子さんの相談ケースが急増し、通所利用希望者が増加したため、保育園・幼稚園等巡回相談で発達の専門職による巡回相談をモデルに実施し、担任が悩みを抱えない体制づくりをきっかけにするため事業を開始致しました。それぞれの自治体で必要に応じた事業展開をしております。

以上の観点からお伺い致します。

①2020年までの義務づけまでのプロセスはいかがでしょうか。

②既存事業に合わせ新事業計画は。その際、産前産後ヘルパー事業の導入についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目、終活について。

日本社会は2010年をピークに出生率の低下により急速に少子高齢化が進み、平均寿命の延びに伴い、高齢者人口はそれ以降も増え続けております。現代では、高齢者の間で周囲に迷惑をかけずに人生を終わるための準備をする必要性が増してきました。昭和初期に比べて地域社会での人間関係も希薄になっており、社会現象として「終活」が広がっている社会的背景になっております。個人が自発的に行うだけではなく、地方自治体が支援・助言する例もあります。神奈川県横須賀市では、身寄りがいない、または少ない市民から、遺言の保管場所や墓の所在など生前に知らせてもらい、没後に対応する終活情報登録伝達事業として、通称「わたしの終活登録」を行っております。どのように葬儀などを執り行うか、財産分与はどうするかなど、認知症の症状が出る前に意思表示をしておく必要があります。そういった意味で、個人的に準備できるものとしてエン

ディングノートや遺言などがあります。2025年、団塊の世代が後期高齢を迎えるとき、認知症患者だけで800万人を超えると推定されており、今後高齢化社会において認知症や要介護の方の対応が増加している中で、エンディングノートは、その方の残した証を確認できる重要なものとなります。エンディングノートを書くことで自分の人生の最期をどう迎えるか、生前から準備することの重要性が注目されております。特に、ひとり暮らし高齢者の終末期における意思の実現に向け、また、支える側である地域の方の安心を生む役割も担います。

先日、ひとり暮らしの方から「子どもが県外に移住していて、自分の最終章は面倒見ないと言われ、葬儀から納骨・持ち家はどうすればよいか悩んでいる。市の合葬墓とか納骨堂があればよいのに」といったご相談を受けました。エンディング・サポート事業として積極的に支援を行っている横須賀市では、事業導入の大きなきっかけとして、引き取り手のいない遺骨の急増があり、市民を一人も無縁にしないとの強い意思があったからとのこと。ひとり暮らしのみならず、お子様のいらっしやらない老夫婦の方々の最終章は、いろいろな課題があるように思われます。市民が安心して暮らすことができる施策を導入してみたいかでしょうか。

次の点についてお伺い致します。

①終活情報登録伝達事業の導入についてはいかがでしょう。

②エンディングノートを配布している自治体が増えていますが、本市でも配布してみたいかでしょうか。

③市営合葬墓あるいは納骨堂建立の計画はいかがでしょう。

大きな3点目、通学路の安全対策について。

大阪府北部地震の教訓を踏まえて、自治体で危険なブロック塀の撤去費など助成する動きが広がっております。今回の地震では、登校中の女兒が倒れたブロック塀の下敷きになりお亡くなりになりました。悲劇を繰り返さないため、多くの自治体が幼稚園や小中高校の塀の緊急点検を進めております。公共施設の点検作業は当然進めなければなりません。民間の施設や住宅に設置されているブロック塀も、実態を調べて万全の対策を急がなければ登下校の安全は確保できません。一部の自治体が民間の建物に設置されているブロック塀の撤去・改修にかかる費用を助成するのは、このためであります。

地震に遭った関西地域では、多くの自治体が7月から補助制度をスタートさせました。例えば、撤去費や軽量フェンスなどの新設費を補助する大阪市は、今年度と来年度に限

り補助限度額を5万円上積みし、迅速な対策を促すように工夫しております。県内では鹿角市が、通学路沿いにある民間ブロック塀は対応が難しいため、補助制度を設け撤去を促すことにしました。補助対象は、事業所を除き個人所有に限る。通学路などの不適合ブロック塀の撤去へ独自補助に向けた関連予算を今定例会に提出する方針を明らかにしました。もし不適合だったり劣化が進んでいけば、災害時のけがの原因となったり、最悪の場合は人命を奪う凶器と化します。また、避難や救助活動の妨げともなりかねない。倒壊の恐れのある塀の所有者に対して、その危険性を伝えるのは自治体の責務でもあります。子どもはもちろんのこと、大人の命を守るためにも安全対策を強化しなければならないと思います。

また、新潟女児事件を受け再発防止に全力に向けるよう、全国の小学校の通学路に死角がないか緊急点検することを柱として、「登下校防犯プラン」を決定致しました。内閣府のホームページに「登下校防犯ポータルサイト」を新設し、子どもたちが校門を通過すると保護者にメールで通知するICタグやスクールバスの活用など、全国の好事例を紹介し、地域や学校の事情に応じた取り組みを推進しております。

以上のことから、次の点についてお伺い致します。

①国が調査する学校施設のブロック塀の調査の結果、公共施設は今定例会に補正予算計上されました箇所数との認識でよろしいでしょうか。通学路沿いには何箇所あるか調査致しましたでしょうか。この調査結果を踏まえた鹿角市では、民間のブロック塀は対応が難しいため補助制度を設けて撤去を促す方向性を示されましたが、本市での補助についてのお考えはいかがでしょうか。

②登下校時における児童生徒等の安全確保について、政府から通学路における緊急合同点検を9月までに実施する依頼があったと思いますが、それに基づいて通学路点検結果を踏まえた危険箇所の改善に関する着眼点も含めて、合同点検の計画をお知らせいただきたいと思います。

以上、壇上からのご質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「潟上版ネウボラについて」お答え致します。

はじめに、①番「2020年までの義務づけに対してのプロセスは」についてお答え致します。

議員ご指摘のとおり「子育て世代包括支援センター」につきましては、平成32年度末までの設置が市町村の努力義務とされてございます。このセンターの役割は、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をするなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供することであります。

本市におきましては、平成31年度中の開設に向け、庁内関係各課との企画調整会議を経まして諸準備を進めておるところでございます。子育て支援プランの作成や発達に課題があるお子さんへの相談対応等々を担う助産師や臨床心理士などの専門職の確保が必要でございます。そういうことからもう少々お時間を頂戴致したいと、そういうことが現在の状況でございます。

次に、②番「既存事業に合わせ新事業計画は。その際、産前産後ヘルパー事業の導入について」にお答え致します。

子育て世代包括支援センターの必須業務としては4つございまして、1つ目が、妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること。2つ目が、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。3つ目は、子育てに必要とされる個々の実情に合わせた支援プランを作成すること。4つ目は、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことと規定されてございます。

本市で実施しております母子保健事業である「赤ちゃん訪問」は、実施率が100%でございます。母子の実情把握、各種相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整は十分に実施している状況であります。子育て世代包括支援センターが開設した際には、既存の事業と合わせ、新規事業として子育て支援プランの作成や発達に課題があるケースへの相談事業も常時行うことが可能になるものと考えております。

ご提案の産前産後ヘルパー事業の導入につきましては、ヘルパーを必要とした方が出た場合には迅速に対応できますよう、関係機関と連携してまいりたいと、こういうふうと考えております。

続きまして、一般質問の2つ目「終活について」お答え致します。

ご質問では神奈川県横須賀市の例を引いておられます。「引き取り手のいない遺骨の急増」により、「終活登録」や「エンディングノート」の導入に至ったとのことでございます。中核市であります横須賀市の社会環境につきましてはつまびらかではございませんが、潟上市においては、このような類の相談は地域包括支援センターが介護相談の

中で承っております。例えば、認知症の症状が進行し意思表示が難しくなると思われる高齢者につきましては、家族・親族を調査し、家族・親族に現状を直接説明をしながら今後の対応について必要な助言などを行っております。最終的には、本人と家族・親族間での話し合いにより判断・決定をしていただくようにしております。また、身寄りのない高齢者の方々につきましては、成年後見制度の市長申し立てによりまして家庭裁判所が後見人を選任し、財産管理など日常生活に支障を来さないようにしております。

地域包括支援センターでは、民生委員やケアマネジャーの協力も得ながら一人一人の顔が見える相談業務を旨とし、微に入り細に入り行っております。また、相談者により適切な助言を行えるよう、地域ケア会議を開催し、他職種との情報共有、相互連携を行っているところであります。

したがって、ご質問の①番、終活情報登録伝達事業の導入や②番のエンディングノートの配布につきましては、現在のところ考えてございません。

次に、③番「市営合葬墓あるいは納骨堂建立の計画は」についてお答え致します。

本市では今のところ市営の合葬墓や納骨堂の建設計画はございませんが、将来的には少子高齢化、少子超高齢化ですね、が進む中で検討すべき事案ではないかと考えております。今後、市民の需要やほかの自治体の状況などを見極めて検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 次に、菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「通学路の安全対策について」お答え致します。

ご質問の1点目「国が調査する学校施設のブロック塀の調査の結果、公共施設は今定例会に補正予算計上された箇所数との認識でよいか」についてお答え致します。

6月、文部科学省及び厚生労働省より、全国の学校設置者等に対してブロック塀等の安全点検について要請がありました。調査対象は小・中学校、幼稚園、こども園、保育園でありまして、公共施設全体が調査対象ではないことをあらかじめご了承願います。調査の結果、教育委員会が所管する教育施設のうちブロック塀を有する施設は、調査業務委託料を補正予算にお願いしました小学校1校、幼稚園1園、こども園1園、保育園1園の計4施設でございます。

次に、通学路沿いのブロック塀についてであります。調査の対象外でありましたの

で設置数の調査は行っておりません。鹿角市が道路に面するブロック塀撤去に補助を行うことについては私どもも承知しておりますが、現時点ではこうした補助制度は考えておりません。国や他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えているところです。

次に、ご質問の2点目「緊急合同点検の計画」についてお答え致します。

7月11日付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長名で、都道府県教育委員会に緊急点検の依頼通知がありました。本市には、7月18日付で県教育庁保健体育課長から同様の依頼通知がありました。その後、8月3日付で県教育庁保健体育課長から、9月末までに調査を実施し、10月2日までに結果を報告するよう依頼通知があったところです。

国が示した「通学路における緊急合同点検等実施要領」によれば、合同点検は、まず学校は危険箇所等について警察、スクールガードなどから情報の提供を受けた上で通学路の点検を実施し、防犯の観点から危険があると認められる箇所を抽出することとなっております。次に、学校は、その対策に複数の関係者との確認・協議が必要な箇所、解決策が明白でない箇所、すぐに対策を講じることが困難と考えられる箇所について、教育委員会に報告することになっております。さらに、報告のあった危険箇所について、教育委員会、学校、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、対策が必要な箇所を抽出することとなっております。

国から示された「通学路点検結果を踏まえた危険箇所の改善に関する着眼点」は、「見る目」が十分ではない場所、「環境整備」が十分でない場所など、対策が必要な箇所について改善案を検討する際の参考とするものであります。合同点検により対策が必要だと判断した際は、この着眼点を参考に関係機関等と改善策を検討致します。

本市では、通学路の安全を確保するため「潟上市通学路交通安全プログラム」を策定し、学校、道路管理者、警察等が連携して年1回の合同点検を継続して実施しております。また、小学校各校にスクールガードに当たる職員を配置し日常の安全確認に当たらせるとともに、「市地域ぐるみの学校安全推進委員会」におきましても交通安全及び防犯上の観点から情報共有し、対策を検討しているところです。

このたびの緊急合同点検に加え、今後も複数の関係者による通学路の合同点検を継続して行い、必要な対策を講ずるなどして、登下校中における児童生徒等の安全確保を図ってまいります。



以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 1番目の潟上版ネウボラの①なんですけれども、プロセスの進捗度と致しまして平成31年度中の開設に向けて今準備段階であるというご答弁をいただきました。それで専門職の確保に時間がかかるということでもありますけれども、何の専門職についての確保なのでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 菅原議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁でも述べたかと思いますが、助産師と臨床心理士、この2種類でございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 臨床心理士が県内にも数少ないという、資格を持っている方が数少ないという中での本当に人材確保ということになるんですけれども、どのようなツールを使ってこの臨床心理士を確保するとお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答えします。

どのようなツールを使うのかと、そういうお尋ねですが、まず第一義的には公の公募による、そういうことです。副次的にはいろいろな業界に明るい方々にご相談を申し上げて、平たく言えば「こういう人いませんか」と、そういう草の根で探すのが逆に手っ取り早い手法であるのではないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 行政視察させていただきました木更津市では、この臨床心理士1日1万2,000円という形でお願いしているということでありましたけれども、その辺についての金額等々に関してはどのぐらいでという形で、はい、すみません。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答えします。

金額の件ですが、先ほど申し上げたとおり開設の準備中、現在進行形でございますので、そこいら辺はもうスタートしている市が多うございますので、そこからまず情報を

得て、どれが適正な価格であるか、それは後々の検討課題と、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。現在進行中で、はい、価格等もこれからだということでありましたけれども、やはり高額の金額を示さないとなかなか確保にはつながらないのではないかと思います。木更津市でも木更津市には臨床心理士はいないと。近郊のやはり市町村からお願いするという形で高額な金額をはって来ていただいているというような状態でありましたので、その点も含めて検討いただきたいという思いであります。平成31年開設に向けてということで、国で示されてるよりは1年早く開設していただけるのかなという思いでありましたので、この点については本当に宜しくお願い致します。

②のことなんですけれども、新事業というのは、新事業計画というのは、子育て支援プランと発達障害の問題解決についてつながるよという答弁をいただいたんですけれども、事業としての計画は全くないという形で、既存のものだけという形でよろしいのでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 先ほどの答弁でなかなかわかりづらかったようですので、まずはお詫びを申し上げます。

先ほど言ったプランニング、プランの作成やらはネウボラがスタートすればついてくる話、それ以外に何かないかというお尋ねだと思いますが、先ほどもお話ししましたが、ネウボラがスタートする前に、まあ結局母子保健事業の話でございますので、うちの方は赤ちゃん訪問というタイトルで営々とやってきておりますが、これはご存じのとおり積極的に対象者さん宅に出向いていろいろご相談したり事情・悩みがないか聴取したり、いわゆる世の中で言われてるところのアウトリーチの事業、こういうのを毎年繰り返しやってきて、これが100%しっかり訪問してますよと、そういうのがまず母子の事業実績でございます。

包括支援センターが開設されれば、メニューとしては産前産後のサポート事業、これは巷間の、例えば潟上で言えば愛育班員さんがいらっしゃいます。健康推進員さんもいらっしゃいます。これに保健師さんやら助産師さんが帯同して悩み相談を実施する。こ

れが産前産後のサポート事業と理解しております。それから産後のケア事業と致しまして、退院した後、一定の期間、助産師などの看護職が母子に対して身体的な回復と心理的な安定を促すと。それで健やかな育児の支援をします。これが産後ケア事業。この2つは国庫の補助対象になっておるようです。それから、お尋ねの産前産後ヘルパー事業。これはヘルパーの派遣の民間会社に通常は委託して派遣していただくわけですが、この事業に関してはどうも補助がないと。ひもなし事業のようでございますので、逸材でやるとすれば対応するというふうになるかと思えます。これにつきましても、心身の不調等々で日中家事・育児を行う人がいないときに手を差し伸べると、そういう事業のようでございます。

でありますので、お尋ねの産前産後ヘルパー事業はやるのかということですが、この後計画を練っていく中では、先ほど申し上げました2つの事業も当然視野に入ってくるのではないかと、そういうふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 産前産後サポート事業、産後ケア事業としてのそういう説明はありましたけれども、導入を検討しているとかそういうふうな答弁はいただかなかったんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答えします。

それで先ほど冒頭に謝ったわけですが、わかりづらかったでしょうということで再び謝りたいと思います。どうもすみませんでした。

お尋ねが産前産後ヘルパーを導入するかと、その1点を聞かれてましたので答弁としては「当然導入します」という方向で答えたつもりでございます。で、それに加えて先ほど説明した事業も視野に入ってくるであろうというお答えでしたので、ご理解宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） まず最初に新事業計画という形で聞いておりましたので、それを新事業計画に検討するという形でよろしいんですね。ありがとうございます。

子育て世代包括支援センターで最も重要なものは、窓口が一元化、子育て相談窓口で利用者支援ニーズに踏まえた情報提供を行うことでもあります。このネウボラに関しまし

ては、平成28年の3月定例会で私、一般質問させていただいております。そのときの答弁に「子育てしやすい環境づくりを目指し、利用者目線というものを基本に考えていきます」との答弁をいただいておりますので、この「利用者目線」というものに関してのお考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

菅原議員におかれましては以前も一般質問をなされておりました、長い間大変ご心配をおかけ致しました。重ねてお詫びを申し上げます。

当時の平成28年3月のその質問と答弁のことを今取り上げられましたが、そのとき「利用者目線」と言ったのがどういうことだというのは、ちょっとタイムラグがございますので私の口からはなかなか申し上げづらいお話ですが、一般常識的には、市民の方々の立場に立って、せっかくワンストップをつくるわけですから、ワンストップつくってたら回したんでは何にもなりませんので、まあそういう意味合いではないかというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ヘルパー事業に対してなんですけれども、木更津市では産後ケアという形で宿泊型、あと日帰り型ということを導入致しましたけれども、この産後ヘルパーに関してのやはり産後ケアよりも利用者の方にすれば、ごめんなさい、この利用者目線ではこの産後ヘルパーの方が適しているのではないかということで検討に入っておりますというようなことでありましたので、産後ケア、前向きな検討をしていただきたいという思いでこの1つ目は終わらせていただきます。

2番の終活情報伝達事業なんですけれども、それに移りたいと思います。

現在考えていないというようなご答弁をいただきました。横須賀市では、ご本人が倒れた場合や亡くなられた場合、せっかく書いておいた終活ノート of 保管場所等が認知症や意識障害などによってわからなくなる事態が起きていることを踏まえて、終活関連情報を生前登録し、万一のとき、ご本人が指定した方に開示、本人の意思の実現を支援する事業として、本年度予算17万3,000円を計上致しまして本年5月1日から事業開始を致しました。事業最大の目的は何か。全市民が対象となるサービスであり、超高齢化社会の中でお一人お一人が自分の望む最期を迎えることができるという最重要性、また行政

側と致しまして、無縁仏が増加するなど、亡くなった際の火葬・納骨など公費負担の経費につながるものが事業の導入の経緯だそうです。市民をきちんと供養したいという行政サービスの意識の高さがうかがわれます。私が相談されました方を通し、このような事業があったればこそ毎日が安心して活力ある生活を送ることができると思います。今回この事例だけではなく、前にも終活についてご相談をいただきました。そういう方々を通して、やはり潟上でもそういう方が増えつつあるんだなという実感を感じておりますけれども、その点について再度お聞き致したいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

いろいろ例を引き合いに出されてございますが、そこの例の大半は中核市以上の事例でございます。で、そこの自治体でやっている事業を否定するものも何もございませんけれども、まず第1点目で我々潟上市の職員として留意すべきは、うちの実情はどうか、社会的背景・環境はどうか、そこから入っていかないと、いい仕事になっていかないのかなと、こういうふうに思います。で、先ほど答弁致しましたように相談窓口は包括と、それから天王、昭和、飯田川の特養の在介、このざくっと4カ所ございますので、最寄りのところに何かあれば相談窓口は常にオープンしていますよと、そういう形で地域包括ケアはやってきたつもりです。

こういう非常にですね、亡くなるというこの「死」ということは、非常に個々人の尊厳の問題でもあり、権利擁護もはらんでいきますし、最も基本的人権から始まります。そこに行政サービスという名前のもとでどこまで踏み込んでいっていいものやらという、まず①番の疑問がまず一つあります。終焉、つまりは死を迎えること、これはなかなか聖域の話ではないかと私はまず第1点目に思っております。倫理上の問題もはらんでまいります。例えばエンディングノート、片仮名で書いてるので「ああ、そうかな」という感じするんですが、これ日本語に直訳すれば何になるのかなって言えば遺言のノートとかになるんでしょうけども、これは人様人様で10人いれば十人十色、100人いれば百人百様、全部意見が違ふと思います。「あっ、私はこれ書き留めて残しておきたいな」、「いやいやいや、私はまだ、人生100年時代だからまだまだ生きたい」と、「そういうものを書いている場合じゃない」と、そういうふうに関んな見解が分かれる中で、じゃ、行政としてそこでどういう最大公約数を見つけるのかというのはこれ非常に難しい問題ではないかなと。その証左として菅原議員が質問の中で出てきた字句があるんですが、

「個人が自発的に行うだけでなく」、つまり主題は「個人」にあるわけという文章になっているわけです。で、「自治体が支援・助言する例もある」という付加的な表現になっているということなので、基本形は個人を尊重して個々人に判断していただいて、で、相談の上で、うちの包括、フェース・トゥ・フェースでやっていますので、「こういうのもあるから書いてみますか」というふうなタッチはできていくかと思いますが、全部エンディングノートを書いて、「あなた、死んだときの何か書いてみませんか」という、ちょっと私から見れば無神経と言っては言い過ぎかもしれませんが、ちょっとデリケートな問題かなと、そういうふうに感じております。

ちょっと長くなりましたが以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 終活情報登録伝達事業についてなんですけれども、これ中核市での事例とおっしゃいましたけれども、また問題点として倫理、行政サービスの踏み込みはどこまですればいいのかというような問題点も指摘なされました。この伝達情報登録というのはどのような内容かというのと、ちょっと私、手元に資料持ってこなかったんですけれども、そこまで踏み込むつもりはなかったのです。ただ、エンディングノートはどこに保管しているか、あと、どこのお医者さんにかかっているか、お墓がどこにあるかというようなそういう情報を登録するという内容でございます。そういう問題でしたら別に倫理云々という問題じゃなく、最終、この人が本当に一人になってお亡くなりになったときに情報が全く手に入らない、またそれが行政の負担にかかるというよりは、登録、これは全員じゃございませんので希望者だけですので、登録をしておくのも一つの手ではないかという思いで質問させていただきましたけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

これ言わないでおこうかなと思ったんですけれども、ちょっとお話し致します。

そもそもこの「終活」という熟語ですが、これ巷間の某週刊誌がつくった造語でございます。行政として、この巷間の造語をこうやって大手を広げて敷衍していったいいものかという疑問もまず別にはございます。

で、エンディングノートは、その社会的事象・時流に乗って終活だという社会的現象にかつてなりました。それが営々と続いております。で、業者も黙っているわけではなく、

カタログをどんどん行政の方に送ってきます。エンディングノート配りませんか、5社も6社も参っております。別にエンディングノートでなくても備忘録でもいいわけです。大学ノートに「私のお墓について」と書いてもいいわけです。ですから、そこら辺が微妙な話だなと。つまりまず個々人の意思があるうちに個々人の考え方をしっかりうちの方は相談の中で承っておるということですので、まあ金太郎飴と言えども語弊ですが、今、日本中がエンディングだ、終活だと。この間、新聞に内館牧子さんの日曜版にも書いてましたが、「エンディングノート書く前に生きれ」というような、一言で言えばそういう文章もありました。その是非・功罪は別に致しまして、私どもは、まずどうやって住まいを確保して生きていただくかと、それが地域包括の基本です。で、それこそ最期が若干見えてきたかなというところで非常に気を使いながら、こういう、まあエンディングノートを使うか否かは別にして、そういう手立ても大事ですけども、身寄りのない場合はちゃんと後見人も立てますし、後見人の前には補佐・補助、軽易なもの、市民後見という手立てもいろいろございますので、そういうふうに見える、うちの方はそういう相談業務を中心に今まで職員も一生懸命頑張っております。ですからそこがちょっと、人口が40万とか60万いるところと行政のやり方が違うと、そういうことを申し上げているわけで、相談業務に瑕疵があるとか滞っているということでもございませんので、本当に顔が見える、どこのばあちゃんの誰だと、そこまでわかる状態で相談に乗っておりますので、まあそれが潟上市のオリジナリティーだと、そういうふうに見えて仕事をしておりますので、将来的にまたそういうのが必要になってきた場合にはまた研究・調査しまして考えますけども、現状においてはそういうことであると、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 何か答弁がかみ合っていないような気がします。①に関しては結構です。②のエンディングノート、これも必要性ないというような答弁を何度かいただいておりますけれども、このエンディングノートを書いておくことで自分の望む最期を迎えられるという最重要性というものがここに含まれているわけです。内館牧子さんの記事も私読ませていただきました。確かにあのおりかもわかりませんが、最期を自分がどうやって迎えるかというのは、これ身寄りのない方に対しては本当に最重要点なんです。私、今回の相談だけでなく、本当に何度もこういうのをいただいております。

す。子どもが県外に行って、初めて飛行機に乗って子どもに最終章をお願いしにいきましたというのを私聞いております。今回本当にどうしたら最期どうやって、私はどこの墓に入ればいいのかという本当に切なる思いだと思っております、その相談された方というのは。だから市民情報で地域包括支援センターに来ていただければ相談に乗って全部情報が把握されておりますと、それは一つの手段かも知りませんが、そこに来ることさえしないで悩んでいる方もいらっしゃるということが事実でありますので、このエンディングノート、本当に無料のものを配布されております。私もその相談されたときに、業者を通して無料のものをいただいております。それ書くか書かないかはその人自身の本当に自由ではありますが、やはりさっき言ったような本当に悩んでいる方がいるということは事実ですので、そういうことも踏まえて少し行政サービスをしていただきたいという思いでおります。

最後、合葬墓についてお伺い致します。

これも自分の意思で合葬墓に入る、ごめんなさい、無縁仏は羽立北野に無縁仏の墓があるというのは私も聞いております。ただ、さっき本当に相談された方、どこの墓に入ればいいのかと思ったときに、その市にある合葬墓、秋田市では1,500体を合葬墓として平和公園に設けました。それも4月、5月の2回の受付で満床となり、今度北部エリアに1,500体をつくるというそういうふうになっておりますけれども、これもまた市の規模が違うからというようなことで全部対処されてしまえば、その相談された方、身寄りのない方はその無縁仏として羽立北野にあるそういう墓に入れられるということなのでしょう。やはりこれは必要だと思っておりますけれども、再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 合葬墓につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。秋田市のことを触れられておりますので、秋田市の場合は秋田市の事情がございまして必要に迫られて1,500体ですか、この遺骨が入る納骨スペースを整備したと。で、特段供養は行わず、お盆に花を供える程度ということ。血縁や婚姻関係にかかわらず多くの人々の遺骨と一緒に埋葬されると、こういうやり方のございます。あとは、市井のお寺さん、寺院等々にもいろいろPRなさっているところとかございますので、まずその人の考え方もございますでしょうし、その方の宗派もございますでしょうし、そこで秋田市のようにいろいろミックスされて埋葬されるのに、またそういう抵抗感がある方もいらっしゃると思っておりますので、市の合葬墓については今後の研究課題と、



そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 合葬墓に関しては今後の検討課題ということでありましたけれども、どのぐらいの人が合葬墓に入りたいかというようなそういう統計も取っていただきたいと思います。これは要望で終わります。

3番めの通学路の安全対策についてでございますけれども、着眼点についてひとつお伺いしたいと思います。

着眼点についての先ほど環境整備が十分でない場所というような形で、この中に歩道と車道の区別がなかったり、歩道と車道の間ガードレール等が設置されていない場所は、犯罪者が車やオートバイなどで子どもに近づけやすいので、ガードレールやこれにかわる工作物等の設置により改善することが考えられますとなっておりますことから、この点についての改善策はどのようにお考えなのか、お伺い致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 菅原議員のただいまのご質問にお答え致します。

国からは、改善に関する着眼点ということで具体的にただいまご指摘いただいたような記載がございます。点検の結果それが最善の方法だということであれば、そういった方向で向かっていけるように検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 改善方向に向かってという答弁をいただきました。本当に潟上市、歩道と車道のない通学路というのが本当たくさんあります。先日も、追分小学校の校長先生が一番危険な箇所を毎日通学時間帯に立って、交通安全指導をしております。そういう点も含めて、やはりきちんとした改善策をしていただきたいということで終わらせていただきます。

以上をもって一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月7日から20日までの14日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、9月7日から20日までの14日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程は、これですべて議了致しました。よって、本日はこれで散会致します。

なお、9月21日金曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

また、9月10日月曜日、午前10時より予算決算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

本日は、どうも本当ご苦勞様でございました。終わります。

---

午後 0時02分 散会